

北秋田市上杉駅前団地宅地分譲に係る協定書

第1条（総則）

本協定書は宅地分譲者 北秋田市長 津谷 永光（以下甲という）と上杉駅前団地宅地取得者 ○○
○○○（以下乙という）が、上杉駅前団地において、より良い居住環境を創出していくものとして結ぶ
協定書である。

第2条（通則）

1. 乙は上杉駅前団地宅地（以下宅地という）使用にあたり本協定書を遵守しなければならない。
2. 宅地使用にあたり乙が協定書に反したと認められるとき、及び反しようとしたときは、甲は乙に
対しその使用の変更、又は状態の改善を求めることができる。
3. 乙が第三者（以下丙という）に宅地を譲渡するときは、本協定を引き継ぐこととし、丙は甲と本
協定を取り結ばなければならない。

第3条（宅地）

1. 宅地はこれの地目の変更、及び形状の変更を認めない。
2. 宅地は居住用住宅地とし、これ以外の使用を認めない。
3. 宅地の取得から住宅を建築するまで期間を置く場合は、雑草等の除去等宅地の保全に努めなけれ
ばならない。

第4条（建築制限区域）

1. 宅地の道路若しくは歩道に接する部分より3m以内を建築制限区域という。
2. 建築制限区域には一切建築構造物を設けてはならない。
3. 建築制限区域の低木の植栽及び生け垣（高さ60cmまで）は認めるものとする。

第5条（建築構造物）

1. 宅地に建築する建物は、原則として一般居住専用住宅とし、併用住宅の場合は延べ床面積の1/
2以上を居住用に供されるものに限り、また、住宅に併設されるものを除きその他の目的のみに
供される建築はこれを認めない。
2. 建築構造物の屋根及び外壁等外部の色彩は、景観に配慮し派手な色彩を用いてはならない。
3. 建築構造物の配置については、隣接宅地への日照・落雪等に十分配慮しなければならない。

この協定に異議のないことを証するため、この協定書を2通作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を
保有する。

平成 年 月 日

(分譲者) 甲 住 所
氏 名

(取得者) 乙 住 所
氏 名